

事 務 連 絡
令和2年3月31日

各都道府県税務担当課・市町村税担当課 御中

総務省自治税務局企画課

納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）様式について

納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）様式については、平成30年6月15日に閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、本年度、地方税共同機構に設置された納税証明書の交付申請書検討ワーキンググループにおいて検討がなされてきたところ、先般、別添のとおり報告書及び統一様式がとりまとめられました。

当該報告書においては、「今回新たに作成する統一様式を総務省及び地方税共同機構のウェブサイトに掲載し、事業者が必要に応じてダウンロードできるようにするとともに、当該様式での申請について全地方団体において受け付けることができるようにするものである。なお、各地方団体の窓口を設置する交付申請書は、現行の様式のままでも構わないものである。」、「今回統一様式を作成する納税証明書の交付申請書は、事業者が申請の際に使用するものであり、事業者が申請先の地方団体に対して統一様式の使用の可否を確認する負担が生じないよう、時期を定めて全地方団体で一斉に受け付けることができるようにすべきであり、準備期間を考えると、令和3年4月1日から全地方団体で今回の統一様式での申請を受け付けることができるようにすべきである。」と提言されております。

各地方団体においては、当該報告書を踏まえ、令和3年4月1日から、統一様式による申請を受け付けることができるよう税条例施行規則等で納税証明書の交付申請書の様式が定められている場合は当該規則等の改正、統一様式が提出された場合の事務フローの確立等の必要な準備に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨を連絡願います。

【連絡先】

総務省自治税務局企画課

TEL：03-5253-5658

令和元年度
納税証明書の交付申請書検討
ワーキンググループ

報告書

令和2年3月

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

はじめに

日本銀行による経済・物価情勢の展望（2020年1月）によれば、「日本経済の先行きを展望すると、当面、海外経済の減速の影響が残るものの、国内需要への波及は限定的となり、2021年度までの見通し期間を通じて、景気の拡大基調が続くとみられる。輸出は、当面、弱めの動きとなるものの、海外経済が総じてみれば緩やかに成長していくもとの、基調としては緩やかに増加していくと考えられる。国内需要も、足もとでは消費税率引き上げや自然災害などの影響から減少しているものの、きわめて緩和的な金融環境や積極的な政府支出などを背景に、所得から支出への前向きの循環メカニズムが持続するもとの、増加基調をたどると見込まれる。」とされています。

このような報告が行われているものの、地域経済に視点を向けると様々な課題も指摘されており、今後の地方税収入の動向において、決して楽観的に自らの地域に当てはめられない地方団体もあろうかと思えます。

今回のワーキンググループは、政府において、平成29年6月に「規制改革実施計画」が閣議決定されたことを背景とした総務省からの提案を受け、納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）に係る統一様式の策定を目指し設置されたものです。

検討に当たっては、全都道府県及び全市区町村に対して行った納税証明書の交付申請書記載項目等の調査結果を踏まえた考察を行うなど、納税証明書発行における現状把握を統一様式検討の際の土台としており、今後、納税証明書の交付申請に係る事業者の負担軽減に大きく寄与するとともに、各地方団体における競争入札参加資格審査申請に係る納税証明書発行業務の一助となるものであるとワーキンググループ委員一同、確信しております。

末筆になりますが、公務ご多忙のなか精力的にご議論いただきました各委員の皆様、各委員の選出につき快くご協力いただきました各委員所属団体の皆様、オブザーバーとして議論に参画いただきました総務省自治税務局企画課の皆様、全国知事会、全国市長会、全国町村会の皆様、事務局としてご尽力いただきました地方税共同機構の皆様に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

令和元年度納税証明書の交付申請書検討ワーキンググループ

座長 河野 史朗

目 次

第1	ワーキンググループの設置及び活動状況について	1
1	設置目的	1
2	活動状況	1
第2	地方税における納税証明書の交付申請書の統一化	2
1	納税証明書の交付申請書の現状	2
2	規制改革実施計画	3
3	様式の検討	4
4	納税証明書の交付申請書の統一に向けて	5
	納税証明書の交付申請書検討ワーキンググループ委員名簿	6

【添付資料】

資料1 納税証明書の交付申請書 地方税統一様式

資料2 納税証明書の交付申請書記載項目等に関する調査集計

第1 ワーキンググループの設置及び活動状況について

1 設置目的

地方税共同機構「地方税に関する研修、調査研究等実施要綱」に基づき、以下の内容について令和元年度のワーキンググループで検討したい旨、総務省より提案があり、ワーキンググループを設置した。

検討内容 納税証明書の交付申請書に係る統一様式の作成

規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）において、地方団体における手続上の様式等について、一事業者が複数地方団体との間で手続を行うものなどを対象として、事業者の負担を踏まえて、改善方策（法令による統一化、国から雛形の提示、地方団体側の連携による雛形の作成など）を検討し、結論を得ることとされた。

地方税関係においても複数の様式等が検討対象とされていることから、納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）に係る様式について、地方団体間の協議によって統一様式を作成する。

総務省の提案の背景には、政府における規制改革の取組として、地方団体における手続上の様式の改善に向けた検討があった。平成29年6月に閣議決定された規制改革実施計画では、一事業者が複数地方団体との間で手続を行うものなどを対象として、事業者の負担を踏まえて、改善方策（法令による統一化、国からひな形の提示、地方団体側の連携によるひな形の作成など）を検討し、結論を得ることとされた。更に、平成30年6月に閣議決定された規制改革実施計画では、改善が必要な様式が具体的に定められ、納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）について、統一様式の作成の検討が求められたところである。

なお、当機構の前身である全国地方税務協議会の地方税制等検討委員会では、政府の規制改革の取組を背景とした総務省の提案を受け、平成27年度には金融機関照会様式の統一化について、平成30年度には給与等照会様式の統一化について、ワーキンググループを設置して、検討した経緯がある。

2 活動状況

実施区分	開催日	議事内容
第1回WG	令和元年12月23日	・正副座長の選出 ・検討課題提案（趣旨説明） ・様式（案）の検討
第2回WG	令和2年2月3日	・様式（案）及び記載要領（案）の検討
第3回WG	※メール開催	・報告書（案）の検討

※ 随時、電子メール等により、委員間で意見交換を実施

(参考)

地方税に関する研修、調査研究等実施要綱（抄）

平成 31 月 4 月 1 日地稅機要綱第 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方税共同機構（以下「機構」という。）が地方税に関する教育及び研修、調査研究その他の支援を実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(調査研究)

第 3 条 機構は、地方税に関する調査研究の実施に当たり、機構は調査研究ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

2 機構は、毎年度、地方団体、総務省その他の関係機関からの要望をもとに、検討すべきテーマを設定し、各テーマごとにワーキンググループを設置する。

3 ワーキンググループの委員は、原則として地方団体の係長級以上の職にある者とする。ただし、必要に応じ、理事長が指名する者を委員とすることができる。

4 ワーキンググループに座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

5 座長は、グループ委員の招集、ワーキング当日の議事進行、意見の調整・集約を行いグループの事務を掌理する。副座長は座長を補佐し、座長に事故等がある場合は座長を代理する。

6 各ワーキンググループは、検討結果を取りまとめた報告書を速やかに作成し、年度末までに理事長に報告するものとする。

第 2 地方税における納税証明書の交付申請書の統一化

1 納税証明書の交付申請書の現状

納税証明書の交付について、地方税法（以下「法」という。）第 20 条の 10 に定めがあり、証明を請求することができる事項は次のとおりである（地方税法施行令 6 条の 21 各号）。

1 証明できる事項

(1) 税額に関するもの

(ア) 確定した納付納入すべき地方団体の徴収金の額

(イ) 納付納入した地方団体の徴収金の額

(ウ) 未納の地方団体の徴収金の額

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる地方団体の徴収金がないときは、その旨

(2) (1)の(ア)から(ウ)までの地方団体の徴収金に係る法第 14 条の 9 第 1 項又は第 2 項に規定する法定納期限等（相続又は合併があった日が法定納期限等となるときは、その相続又は合併がなかったとした場合の法定納期限等による。）

(3) 法第 16 条の 4 第 2 項の保全差押金額として通知した金額

(4) 固定資産課税台帳に登録された事項

(5) 地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないこと

(6) 法第 53 条第 5 項後段の前年度事業（連結事業年度に該当する期間を除く。）又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額

について控除されなかった同項に規定する控除対象個別帰属調整額、同条第 9 項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった同項に規定する控除対象個別帰属税額、同条第 12 項各号後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった同項各号に規定する控除対象還付法人税額、同条第 15 項後段の前事業年度又は前連結事業年度以前の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなかった同項に規定する控除対象個別帰属還付税額その他道府県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割及び事業税の額の算出のために必要な事項

(7) その他条例で定める事項

2 証明の請求ができる事項から除外される事項

- (1) 地方団体が発行する証紙をもって払い込む地方団体の徴収金（証紙に代えて、証紙代金収納計器で表示させることにより、又は現金で納付される地方団体の徴収金を含む。）に関する事項は証明対象から除かれる。ただし、証紙徴収による地方団体の徴収金であっても自動車税に関する事項については、証明を請求することができる。
- (2) 請求する日の 3 年前の日の属する会計年度が開始した日前に法定納期限が到来した地方団体の徴収金に関する事項は証明請求の対象から除かれる。ただし、その請求の時に未納の地方団体の徴収金があるときは、その法定納期限の到来の時期いかんにかかわらず、その未納の地方団体の徴収金について、その納付納入すべき額として確定した額又は未納の額について証明を請求することができる。
- (3) 請求する日の 3 年前の日の属する会計年度が開始した日前についての地方団体の徴収金につき滞納処分を受けたことがないことの証明は、請求の対象から除かれる。

以上のように納税証明事項に関する法令の規定は存在するが、納税証明書及び納税証明書の交付申請書の様式に関する規定はない。

そのため、納税証明書及び納税証明書の交付申請書の様式は各地方団体が独自に定めている。

2 規制改革実施計画

(1) 納税証明書の交付申請書様式に係る事業者からの意見

規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては、「事業者の負担を踏まえてリストアップした事項」について改善方策を検討することとされていた。

競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の交付申請様式に関して、様式が異なることにより発生する追加的な作業について、事業者からの意見のうち、主なものは以下の通りである。

- ・ 地方団体の交付申請書様式、記入方法が異なり、不定期での様式変更が行われているため請求の都度、HP での確認が必要。
- ・ 地方団体ごとに書式の保存・管理を要する。

- ・ 所定様式がPDFの地方団体があり、手書きによる書類の作成が必要。
- ・ 各地方団体の様式に合わせ、自社で保有のデータベース(会社数値)の再加工が必要。
- ・ 様式ごとに個々のチェックが必要。
- ・ 誤記を避けるため、目視によるダブルチェック/トリプルチェックが必要。

これら事業者からの意見を受け、平成30年6月15日に閣議決定した規制改革実施計画においては、競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の交付申請書について、政府は、競争入札参加資格に係る審査事項及び添付書類の統一化・標準化についての検討状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ、標準書式の作成について検討する旨記載されている。

○規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）抜粋

7. その他重要課題

(5) 地方における規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）	競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の交付申請（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10）については、競争入札参加資格審査に当たり証明が必要となる税目等が地方自治体によって異なっている状況にあることから、競争入札参加資格申請に係る審査事項及び添付書類の統一化・標準化についての検討状況を踏まえ、地方自治体及び関係業界の意見を聞きつつ、標準書式の作成について検討する。	平成30年度検討開始	総務省

3 様式の検討

(1) 納税証明書の交付申請書様式に関する調査

統一様式の検討にあたり、全都道府県及び全市区町村の税務担当部局に対して納税証明書の交付申請書の記載項目について照会を行い、多くの地方団体が記載している項目とともに、一部の地方団体のみが記載している項目を確認した。

また、全地方団体の入札担当部局に対して必要な証明情報について調査を行い、多くの地方団体が必要としている証明情報、一部の地方団体のみが必要としている証明情報を確認した。

これらの調査結果を踏まえて、統一様式を検討した（別紙資料2）。

(2) 統一様式の検討

次の観点から、統一様式の検討を行った。

- ・ 納税証明書の交付申請書は、課税証明書等様々な申請書と共通の様式となっている場合が多く、全地方団体の納税証明書の交付申請書を統一様式に移行することは困難と考えられる。このため、各地方団体の既存の交付申請書様式は維持しつつ、今回新たに作成する統一様式でも、各地方団体において受け付けることができるようにする方向で検討を行うこと。
- ・ 国税における納税証明書の交付申請書様式を参考としつつ、申請に必要な項目につ

いて、全地方団体に対して行った記載項目等に関する調査の結果を踏まえ検討を行うこと。

- ・ 窓口での混乱を避けるため、今回作成する統一様式は、競争入札参加資格審査申請用に限定することとし、「自動車の登録番号」欄等の競争入札参加資格審査に不要な項目は、統一様式の記載項目としないこととする。
- ・ あらかじめ統一様式の記載項目としていない事項について、各地方団体の実情に応じ、必要な項目がある場合にも対応できるよう、備考欄を設けること。
- ・ 地方団体によって、発行できる納税証明書の種類が異なる場合があることを注意喚起すること。

4 納税証明書の交付申請書の統一に向けて

(1) 当様式の位置付け

今回新たに作成する統一様式を総務省及び地方税共同機構のウェブサイトに掲載し、事業者が必要に応じてダウンロードできるようにするとともに、当該様式での申請について全地方団体において受け付けることができるようにするものである。なお、各地方団体の窓口を設置する交付申請書は、現行の様式のままでも構わないものである。

これまで、滞納整理に当たっての金融機関照会様式や給与等照会様式の統一に取り組んできたが、これらの様式は、地方団体側が発出するものであり、システム改修等の準備が整った地方団体から切替えが行われているところである。

一方で、今回統一様式を作成する納税証明書の交付申請書は、事業者が申請の際に使用するものであり、事業者が申請先の地方団体に対して統一様式の使用の可否を確認する負担が生じないように、時期を定めて全地方団体で一斉に受け付けることができるようにすべきであり、準備期間を考えると、令和3年4月1日から全地方団体で今回の統一様式での申請を受け付けることができるようにすべきである。

(2) 統一様式の普及に向けた提言

ア 地方団体に対して

令和3年4月1日から統一様式での申請を受け付けることができるよう、必要な準備を行っていただきたい。各地方団体において準備が必要な事項として主に以下のものが想定される。

- ・ 税条例施行規則等で納税証明書の交付申請書の様式が定められている場合は、当該規則等の改正
- ・ 統一様式が提出された場合の事務フローの確立

イ 総務省及び地方税共同機構に対して

全地方団体に対し、本報告書を送付するとともに、令和3年4月1日から全地方団体で本様式が使用できるように必要な準備を行うよう適切な周知活動を行っていただきたい。

また、本様式が活用されるよう事業者に対する周知活動を行うとともに、総務省及び地方税共同機構のウェブサイトにおいて、本様式を掲載していただきたい。

納税証明書の交付申請書検討ワーキンググループ 委員名簿

【委員】

団体名	所 属	職	氏 名	
福島県	総務部税務課	副主査	相田 一樹	
東京都	主税局徴収部徴収指導課	統括 課長代理	後藤 勇人	副座長
山梨県	総務部税務課	主幹	加藤 昌史	
広島県	総務局税務課	主査	伊藤 直之	
横浜市	財政局主税部徴収対策課	課長補佐	河野 史朗	座長
大阪市	財政局税務部管理課	担当係長	関本 ちなみ	
長崎市	理財部収納課	係長	中嶋 孝雄	
檜原村	村民課	税務係長	岡部 英幸	

【オブザーバー】

総務省	自治税務局企画課	課長補佐	西村 高則	
		係長	卯田 圭吾	
		事務官	弦間 亮輔	
全国知事会	調査第一部	主事	吉田 昌太	
全国市長会	財政部	主事	加藤 恵里香	
全国町村会	財政部	主事	田中 博之	

【事務局】

地方税共同機構	企画部企画研修グループ	課長	橋本 慎司	
		課長	堀内 芳樹	

資料 1

令和元年度
納税証明書の交付申請書検討
ワーキンググループ

統一様式

令和2年3月

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

※委任状は、納税者義務者又は特別徴収義務者が記入してください。
※委任事実をご本人に電話で確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

年 月 日

委 任 状

私は、納税証明書の交付請求及び受領に関する権限を

代理人 住所

氏名 _____ に委任します。

委任者 住所(所在地)

氏名(名称及び
代表者職・氏名)

Ⓔ

電 話 番 号

〔留意事項・記載要領〕

納税証明書を申請される方へ

—申請に当たっての留意事項・納税証明書交付申請書の記載要領—

1 納税証明書の種類

税務担当部署で発行する納税証明書には、次の種類がありますので、必要となる納税証明書の種類・税目・年度分・枚数について、納税証明書の提出先等にあらかじめご確認ください。

未納の税額がないことの証明については、他の証明書類にて対応させていただく場合がございますのでご了承ください。

特に、郵送で請求される場合は、手数料の金額及び支払方法や未納の税額がないことの証明の対応の可否について、請求前に担当部署にご確認ください。

納税証明書の種類	証明内容
納税証明（都道府県）	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等（都道府県）
納税証明書（市区町村）	納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等（市区町村）
未納の税額がない証明（都道府県・市区町村）	未納の税額がないこと
滞納処分を受けたことがない証明（都道府県・市区町村）	証明を受けようとする期間に、滞納処分を受けたことがないこと

（注） 証明することができる「年度分」については期間の制限がありますので、詳しくは担当部署にお問合せください。

2 納税証明書を申請する際に必要なもの

納税証明書を申請するために窓口に来られる際には、次のものをご持参ください。

なお、郵送により申請される場合は、手続きの方法等について、請求前に担当部署にご確認のうえお手続きください。

（１） 納税証明書交付申請書

「 3 納税証明書交付申請書の記載要領」をご参照の上、必要事項を記入し持参してください。

（２） 手数料

金額及び支払方法については、請求前に担当部署へお問い合わせください。

(3) 本人確認書類

ご本人（法人の場合は代表者本人）又は代理人本人であることを確認できる本人確認書類。

（例）個人番号カード・運転免許証・旅券（パスポート）

(4) 印鑑

ご本人の印鑑（法人の場合は代表者の印鑑。代理人の方が来られる場合は代理人の方の印鑑。）

(5) ご本人（法人の場合は代表者）からの委任状

代理人の方（ご家族、代表者以外の役員、従業員の方を含む。）が窓口に来られる場合に必要となる場合があります。別紙様式をご活用ください。

委任状の署名・押印により委任事実の確認を行っておりますので、委任状には、ご本人が署名・押印（法人の場合は代表者の署名及び代表者の印鑑を押印）してください。

なお、委任事実をご本人に電話で確認させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

【お願い】

- ① 納付方法によっては、担当部署で納付確認ができるまで一定の日数を要し、納税証明書を発行できない場合がありますので、発行可能となる時期について請求前に担当部署へお問い合わせください。
- ② 最近において納付したものに係る納税証明書（納税証明（都道府県）、納税証明（市区町村）、未納の税額がない証明）を申請される場合には、その「領収証書」を持参してください（電子納税された場合には「領収証書」の持参は必要ありません。）。
- ③ 納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものですから、窓口にお越しになった方の確認等を厳格に行わせていただいておりますので、ご協力をお願いします。

3 納税証明書交付申請書の記載要領

納税証明書交付申請書の各欄の記載要領は次のとおりです。

(1) 「住所（所在地）」欄、「氏名又は法人名及び代表者氏名」欄

納税義務者の方の住所及び氏名（法人の場合には納税地、法人名及び代表者氏名）を記入し、押印（法人の場合は代表者の印鑑を押印）してください。

事業所等を納税地として申告されている方は事業所の所在地を記入してください。代理人の方が来られる場合は、「代理人記入欄」についても住所、氏名を記入し、押印してください。

- (2) 「証明書の種類」欄及び「証明を受けようとする税目」欄
申請する納税証明書の種類及び証明を受けようとする税目にチェックを付けてください。複数種類の証明書についての交付も可能です。
- (3) 「証明を受けようとする地方税等の年度」欄
証明を受けようとする地方税等の年度等を記入してください。
申請できる年度は、原則として、直前の年度分（事業年度・課税期間）からさかのぼって3年前までとなります。
なお、「未納の税額がない証明」については、地方税の年度を指定することはできません。
- (4) 「証明を受けようとする事項」欄
「滞納処分を受けたことがない証明」の証明書を申請される方は、「証明を受けようとする期間」を記入してください。
- (5) 「証明書の申請枚数」欄
証明書の必要枚数を記入してください。
年度ごとや税目ごとに証明書が必要な場合には、「各1枚」と記入してください。
- (6) 「※担当部署記載欄」
記入しないでください。
- (7) その他、ご不明な点は税務担当部署へお問合せください。

資料 2

令和元年度
納税証明書の交付申請書検討
ワーキンググループ
記載項目等に関する調査集計

令和元年10月実施

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

納税証明書交付申請書における記載項目等に関する調査票(都道府県)

項目		使用 団体数(A)	割合 (A/延べ48部署)
納税義務者及び請求者の情報	納税義務者(委任者)	個人番号又は法人番号	17 35%
		住所又は所在地	47 98%
		氏名又は名称	47 98%
		生年月日	2 4%
		電話番号	27 56%
		押印	44 92%
		その他	- -
	請求者(受任者)	住所	47 98%
		氏名又は名称	48 100%
		生年月日	1 2%
		電話番号	27 56%
		押印	40 83%
		納税者との関係	4 8%
		その他	- -
使用目的		47 98%	
証明書の提出先		9 19%	
証明事項	すべての県税又は市税に未納がない証明	41 85%	
	特定の税目について未納がない証明	18 38%	
	法人道府県民税の納税証明	37 77%	
	法人事業税・地方法人特別税の納税証明	38 79%	
	個人事業税の納税証明	38 79%	
	不動産取得税の納税証明	20 42%	
	道府県たばこ税の納税証明	14 29%	
	ゴルフ場利用税の納税証明	14 29%	
	自動車取得税の納税証明	6 13%	
	軽油引取税の納税証明	13 27%	
	自動車税の納税証明	37 77%	
	登録番号	33 69%	
	車台番号	11 23%	
	鉱区税の納税証明	19 40%	
	狩猟税の納税証明	5 10%	
	個人市町村民税・道府県民税の納税証明	0 0%	
	法人市町村民税の納税証明	0 0%	
	固定資産税・都市計画税の納税証明	2 4%	
	軽自動車税の納税証明	0 0%	
	市町村たばこ税の納税証明	0 0%	
	鉱産税の納税証明	0 0%	
	入湯税の納税証明	0 0%	
	事業所税の納税証明	1 2%	
	国民健康保険税の納税証明	0 0%	
	その他税目の納税証明	- -	
	滞納処分を受けたことがないことの証明	32 67%	
	その他	- -	
個人住民税関係証明(所得証明・課税証明)		0 0%	
固定資産税関係証明(評価証明等)		0 0%	
法人関係証明(営業証明等)		1 2%	
委任欄		23 48%	
その他	本人確認書類確認欄	35 73%	
	収入証紙貼付欄	32 67%	
	決裁欄	26 54%	
	証明書番号欄	31 65%	
	手数料	23 48%	
	その他	- -	

納税証明書交付申請書における記載項目等に関する調査票(市町村)

項目		使用 団体数(A)	割合 (A/延べ1787部署)
納税義務者及び請求者の情報	納税義務者(委任者)		
	個人番号又は法人番号	121	7%
	住所又は所在地	1771	99%
	氏名又は名称	1777	99%
	生年月日	1363	76%
	電話番号	677	38%
	押印	981	55%
	その他	-	-
	請求者(受任者)		
	住所	1765	99%
	氏名又は名称	1769	99%
	生年月日	1203	67%
	電話番号	1087	61%
押印	785	44%	
納税者との関係	1120	63%	
その他	-	-	
使用目的		1360	76%
証明書の提出先		434	24%
証明事項	すべての県税又は市税に未納がない証明	1383	77%
	特定の税目について未納がない証明	284	16%
	法人道府県民税の納税証明	62	3%
	法人事業税・地方法人特別税の納税証明	21	1%
	個人事業税の納税証明	19	1%
	不動産取得税の納税証明	3	0%
	道府県たばこ税の納税証明	2	0%
	ゴルフ場利用税の納税証明	2	0%
	自動車取得税の納税証明	2	0%
	軽油引取税の納税証明	1	0%
	自動車税の納税証明	95	5%
	登録番号	85	5%
	車台番号	36	2%
	鉱区税の納税証明	3	0%
	狩猟税の納税証明	29	2%
	個人市町村民税・道府県民税の納税証明	1569	88%
	法人市町村民税の納税証明	1552	87%
	固定資産税・都市計画税の納税証明	1546	87%
	軽自動車税の納税証明	1615	90%
	市町村たばこ税の納税証明	212	12%
	鉱産税の納税証明	40	2%
	入湯税の納税証明	176	10%
	事業所税の納税証明	64	4%
	国民健康保険税の納税証明	1288	72%
	その他税目の納税証明	-	-
	滞納処分を受けたことがないことの証明	655	37%
	その他	23	1%
個人住民税関係証明(所得証明・課税証明)		1542	86%
固定資産税関係証明(評価証明等)		1476	83%
法人関係証明(営業証明等)		1122	63%
委任欄		976	55%
その他	本人確認書類確認欄	1511	85%
	収入証紙貼付欄	16	1%
	決裁欄	260	15%
	証明書番号欄	409	23%
	手数料	1312	73%
	その他	-	-

入札部局において必要な証明情報等に関する調査票(都道府県)

項目		使用 団体数(A)	割合 (A/延べ97部署)
必要 な 証 明 情 報	すべての県税又は市税に未納がない証明	75	77%
	特定の税目に未納がない証明	-	-
	法人道府県民税の納税証明	18	19%
	法人事業税・地方法人特別税の納税証明	21	22%
	個人事業税の納税証明	16	16%
	不動産取得税の納税証明	6	6%
	道府県たばこ税の納税証明	2	2%
	ゴルフ場利用税の納税証明	2	2%
	自動車取得税の納税証明	3	3%
	軽油引取税の納税証明	2	2%
	自動車税の納税証明	10	10%
	登録番号	6	6%
	車台番号	0	0%
	鉱区税の納税証明	4	4%
	狩猟税の納税証明	1	1%
	個人市町村民税・道府県民税の納税証明	4	4%
	法人市町村民税の納税証明	3	3%
	固定資産税・都市計画税の納税証明	2	2%
	軽自動車税の納税証明	0	0%
	市町村たばこ税の納税証明	0	0%
	鉱産税の納税証明	0	0%
	入湯税の納税証明	0	0%
	事業所税の納税証明	0	0%
	国民健康保険税の納税証明	0	0%
	その他税目の納税証明	0	0%
	滞納処分を受けたことがないことの証明	3	3%
	その他	0	0%
他の地方団体による納税証明書の必要性		16	16%
必要 な 証 明 期 間	直近1年	23	24%
	過去2年	2	2%
	過去3年	3	3%
	その他	43	44%
確認情報		税額…法人の事業活動を把握するため 法人の経営状況を把握するため	
当該情報の活用方法			
税務当局との連携により、入札参加資格申請にあたり納税証明書の添付を不要としている		3	3%

入札部局において必要な証明情報等に関する調査票(市町村)

項目		使用 団体数(A)	割合 (A/延べ1846部署)
必要 な 証 明 情 報	すべての県税又は市税に未納がない証明	1337	72%
	特定の税目について未納がない証明	10	1%
	法人道府県民税の納税証明	438	24%
	法人事業税・地方法人特別税の納税証明	318	17%
	個人事業税の納税証明	219	12%
	不動産取得税の納税証明	21	1%
	道府県たばこ税の納税証明	18	1%
	ゴルフ場利用税の納税証明	18	1%
	自動車取得税の納税証明	23	1%
	軽油引取税の納税証明	19	1%
	自動車税の納税証明	83	4%
	登録番号	20	1%
	車台番号	16	1%
	鉱区税の納税証明	16	1%
	狩猟税の納税証明	23	1%
	個人市町村民税・道府県民税の納税証明	880	48%
	法人市町村民税の納税証明	952	52%
	固定資産税・都市計画税の納税証明	719	39%
	軽自動車税の納税証明	589	32%
	市町村たばこ税の納税証明	74	4%
	鉱産税の納税証明	31	2%
	入湯税の納税証明	74	4%
	事業所税の納税証明	61	3%
	国民健康保険税の納税証明	504	27%
	その他税目の納税証明	1	0%
	滞納処分を受けたことがないことの証明	73	4%
その他	4	0%	
他の地方団体による納税証明書の必要性		385	21%
必要 な 証 明 期 間	直近1年	916	50%
	過去2年	290	16%
	過去3年	67	4%
	その他	454	25%
確認情報		税額…法人の事業活動を把握するため 法人の経営状況を把握するため	
当該情報の活用方法			
税務当局との連携により、入札参加資格申請にあたり納税証明書の添付を不要としている		97	5%